

## 契約書（案）の訂正について

### <4号物件> 市有財産売買契約書（案）

#### 【修正前】

(落札者による通路確定及び地役権設定登記)

##### 第14条

1～7（略）

8 第2項及び第3項により確定した通路が認定道路として供用開始される場合は、第4項に規定の地役権図面及び印鑑証明書の提出は不要とし、また、地役権設定登記をすることなく、地役権設定契約等は終了する。

#### 【修正案】

(落札者による通路確定及び地役権設定登記)

##### 第14条

1～7（略）

8 第1項及び第2項により地役権を設定した通路を認定道路とするための完了検査を申請する場合は、第3項により、甲（担当：本市警防課）による現地確認を受け、了承を得た時点で、第4項に規定の地役権図面及び印鑑証明書の提出は不要とし、また、地役権設定登記をすることなく、地役権設定契約等は終了する。

### <4号物件>地役権設定契約書（案）

#### 【修正前】

(期間)

第2条 本地役権の存続期間は、本契約締結日から始まり、乙所有の本件1の土地内の防火井戸の存続期間中とする。なお、地役権を設定した通路が認定道路となる場合は、認定道路の供用開始をもって本契約を解除するものとする。

#### 【修正案】

(期間)

第2条 本地役権の存続期間は、本契約締結日から始まり、乙所有の本件1の土地内の防火井戸の存続期間中とする。なお、地役権を設定した通路を認定道路とするための完了検査を申請する場合は、同通路に係る工事完了時における甲による現地確認及び了承を得た時点で、本契約を終了するものとする。